

液化ガスばら積船における管装置の試験の代替措置に関する事項

改正規則

鋼船規則 N 編
(日本籍船舶用)

改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IGC コード) においては、貨物タンク内部及び外部の管装置に、強度試験、漏洩試験、圧力試験が要求されており、本会も既に鋼船規則 N 編 5.13.2 に取入れている。

当該管装置の試験要件に関し、国土交通省は通達（2021 年 5 月 12 日付国海査第 8 号）により、国際航海に従事しない液化ガスばら積船における貨物タンク内の管及び管端開放の管にあつては、強度試験及び漏洩試験に代えて外観試験を行って差し支えない代替措置を制定した。

この代替措置を適用できるよう関連する規定を改める。

改正内容

国際航海に従事しない液化ガスばら積船における、貨物タンク内の管及び管端開放の管にあつては、強度試験及び漏洩試験に代えて外観試験を行って差し支えない旨を明記する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。（日本籍船舶用）

N 編 液化ガスばら積船

5 章 プロセス用圧力容器並びに液、蒸気及び圧力用管装置

5.13 試験要件

5.13.2 管装置の試験*

-1.を次のように改める。

-1. 本 5.13.2 の規定は、貨物タンク内部及び外部の管装置に適用する。ただし、国際航海に従事しない船舶における貨物タンク内の管（ポンプ排出管及び当該タンク内に開口端を有しないものを除く。）及び管端開放の管にあっては、以下の強度試験及び漏洩試験に代えて外観試験を行って差し支えない。

-2. すべての貨物及びプロセス用管装置は、組立て後、適当な流体で強度試験を行わなければならない。試験圧力は、液ラインの場合には設計圧力の 1.5 倍（試験流体が圧縮性の場合には 1.25 倍）、蒸気ラインの場合には、最大使用圧力の 1.5 倍（試験流体が圧縮性の場合には 1.25 倍）以上とする。管装置又は装置の一部がすべて完成し、かつ、すべての付属品が装備された場合は、船上への取付け前に当該試験を行うことができる。船内で溶接される継手は、少なくとも設計圧力の 1.5 倍の圧力で当該試験をしなければならない。

-3. 各貨物及びプロセス用管装置は、船内組立て後、適用される検知方法に応じた圧力で空気又は他の適当な媒体を用いて、漏洩試験を行わなければならない。

-4. 二重ガス燃料管装置にあっては、ガス管が破裂した際に生じうる最大の圧力に耐えることを示すために、外側二重管又はダクトについて圧力試験を行わなければならない。

-5. 弁、取付け物及び貨物又は蒸気を取扱うための関連の設備を含むすべての管装置は、本会が適当と認める規格に従って、最初の積荷時までには通常の使用状態で試験されなければならない。